

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施について

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施については、低所得で生計が困難である方について、社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担額の一部を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものです。

本事業の実施には、あらかじめ、県・市町に対し社会福祉法人等による軽減実施の申出が必要となっていますので、軽減制度事業の趣旨をご理解のうえ、事業の実施についてよろしくお願ひします。

令和8年3月31日現在	事業所数	法人数
対象数全体	1,245	166
軽減申出数	741 (59.5%)	144 (86.7%)

1 軽減制度事業の概要

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業は、低所得で生計が困難である者に対し、社会福祉法人等が利用者負担額（介護サービス利用者負担額、食費、居住費（滞在費）、宿泊費）の一部を軽減する事業です。

2 申し出方法

事業の実施をされる場合は、下記URLの「社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書」に必要事項をご記入のうえ、三重県と保険者である市町にご提出願ひします。

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/39095022874.htm>

3 軽減の対象となる介護保険サービス（介護予防サービスを含む。）

- ①訪問介護 ②通所介護 ③短期入所生活介護（介護予防を含む）
- ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑤夜間対応型訪問介護 ⑥地域密着型通所介護
- ⑦認知症対応型通所介護（介護予防を含む） ⑧小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）
- ⑨地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑩複合型サービス ⑪介護福祉施設サービス
- ⑫第1号訪問事業のうち旧介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）
- ⑬第1号通所事業のうち旧介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）

4 対象者（低所得で生計が困難である者）

- I. 市町村民税非課税であって、以下の要件の全てを満たす者のうち、軽減を希望する者が、市町へ申請し、市町が軽減対象者として認めた者。
 - ・年間収入が単身世帯で150万円以下（世帯員が増えるごとに1人当たり50万円を加えた額）
 - ・預貯金等の額が単身世帯で350万円以下（世帯員が増えるごとに1人当たり100万円を加えた額）
 - ・日常生活のために必要な資産以外の活用できる資産を保有していないこと。
 - ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - ・介護保険料を滞納していないこと。
- II. 生活保護受給者

※ 軽減対象者として認定されると、市町から「確認証」が交付されます。

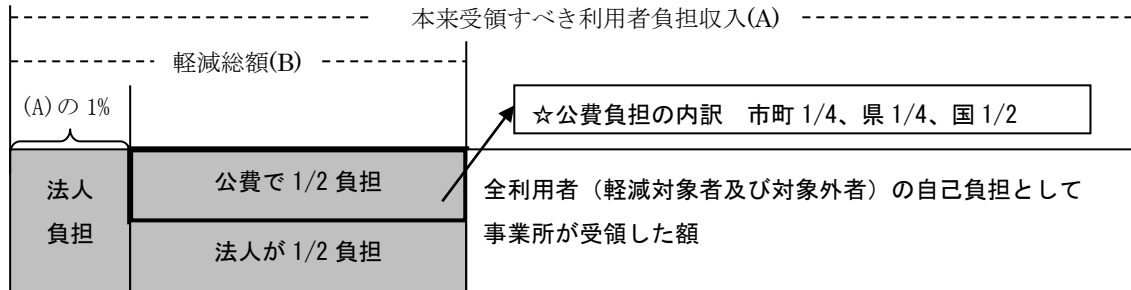
5 軽減割合

Iの方 介護サービス利用者負担額食費・居住費（滞在費）の25%（老齢福祉年金受給者は50%）

IIの方 個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む。）に係る利用者負担額の全額

6 軽減費用の助成措置について

軽減実施法人が、軽減した総額のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入の一定割合（おおむね1%）を超えた部分の、2分の1以下（基本は2分の1）については、公費により市町（保険者）を通じ、助成されます。



※ 上図は居宅サービスの例です。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減した場合については、軽減総額(B)が、本来受領すべき利用者負担収入(A)の一定割合（10%）を超えた場合は、超過部分の全額が公費により助成されます。

※ (B)が(A)の1%を超えない場合は、公費助成はなく、全額法人の持ち出しとなります。

例えば、A=2,000,000、B=40,000の場合は、 $(B - Aの1\%) \times 1/2 = 10,000$ 円が助成されますが、

A=2,000,000、B=20,000の場合は、Aの1%20,000円を超えないので助成されません。

7 軽減制度事業の仕組み

